

政 委 第 18 号

平成 17 年 11 月 14 日

文 部 科 学 大 臣
小 坂 憲 次 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 丹 羽 宇 一 郎

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成 15 年 8 月 1 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）等に基づき、平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち昨年前倒しで見直しの結論を得た法人を除く 24 法人について勧告の方向性の指摘を行うこととされております。当委員会においては、貴省所管の 5 独立行政法人（独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所）について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなります。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議

決定)を踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めていただくようお願いします。特に、同閣議決定を踏まえ、業務運営の効率化について、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指すようお願いいたします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分御留意下さいますようお願いいたします。

当委員会としては、今後、「「勧告の方向性」のフォローアップについて」(平成17年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)を踏まえ、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視させていただき、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所の主要な事務及び事業
の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人国立特殊教育総合研究所（以下「国立特殊教育総合研究所」という。）の主要な事務及び事業については、特殊教育のナショナルセンターにふさわしい研究活動を主軸に置くとともに、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒等一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への政策的転換の動向や、地方公共団体、大学等の関係機関等との役割分担を踏まえ、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

第1 研究活動の重点化等

1 特殊教育に関する研究の重点化

特殊教育に関する研究については、障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）や、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）等の趣旨を踏まえ、①特殊教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究等、特殊教育のナショナルセンターとして求められる研究に重点化するものとする。

また、これらの研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行うとともに、迅速に研究成果を提供するため、すべての研究課題に年限を設けるものとする。

さらに、任期付研究員制度を導入し、研究を効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 研究課題の精選と評価システムの構築

研究の事前評価のため、毎年度、都道府県教育委員会や特殊教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施し、研究課題の採択や研究計画の改善にその

結果を反映するものとする。

また、研究の質の向上、研究の効率的かつ効果的な実施を図るため、研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を実施するとともに、進行中の研究の内容を公開し、教育現場や研究者の意見を集約できるようなシステムを構築するものとする。

3 研究成果の普及促進等

国立特殊教育総合研究所の研究成果の普及等を図ることを目的に実施しているセミナーについては、研究協議等参加型の方法を中心としたものに改めることにより、受講者である教育現場等の関係者における研究成果の理解の促進を図るとともに、参加者の意見を集約することにより、研究計画及び研究内容の質の向上に資するものとする。

また、都道府県の特殊教育センター等の関係機関からの要請による講師派遣、インターネットを活用した情報提供を効果的に行うなど、研究成果の普及に努めるとともに、都道府県等における特殊教育に関する研修の質の向上に貢献するものとする。

4 関係機関との連携の緊密化

相互の課題認識・研究方法・研究資源などを関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進するため、従来から連携を図っている研究協力者及び協力機関に加えて、新たな研究参画者を全国から広く公募するものとする。

また、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、国立特殊教育総合研究所の実際研究の質的向上を図るため、大学などの研究機関との共同研究を積極的に推進するものとする。

第2 研修事業の見直し等

1 長期研修の廃止・転換

1年の研修期間で行われている長期研修（特殊教育指導者養成研修）については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、これを廃止することとし、都道府県等の教育政策や教育研究の推進を図るために必要な専門性を持った、特殊教育の指導者の育成に真につながるものに転換するものとする。

2 短期研修の実施方法の見直し

障害種別にコースを設け約2か月の期間で実施されている短期研修（特殊教育中堅教員養成研修）については、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目について、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置するとともに、国立特殊教育総合研究所において受講する科目は、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした専門的かつ技術的な内容とし、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムとするものとする。

なお、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等を見直すものとする。

3 その他の特殊教育に係る研修・講習会の特化

長期研修、短期研修以外に実施している各種の研修・講習会については、都道府県等における同種の研修の実施状況を踏まえ、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、①特殊教育政策上重要性の高い研修、②特殊教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修、③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修等、特殊教育に係る研究成果等の普及を目的とした特殊教育のナショナルセンターにふさわしい専門的かつ技術的なものに特化するものとする。

なお、これらの研修については、次期中期目標期間中において、その必要性、研修内容等について逐次見直しを行い、各都道府県等において定着し、国立特殊教育総合研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止するものとする。

第3 教育相談活動の重点化

1 個別教育相談の限定的実施

教育相談活動については、特殊教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、各都道府県の特殊教育センター等における体制の整備状況、問題解決における教育委員会の関与の重要性等を踏まえ、基本的に各都道府県等にゆだねることとし、国立特殊教育総合研究所においては、臨床的研究のフィールドとしての教育相談や、各都道府県等では対応が困難な発生頻度の低い障害等に関する教育相談、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談に限定して実施するものとする。

なお、教育相談を希望する保護者等に混乱が生じないよう、相談窓口に関する情報の周知を徹底するとともに、各都道府県の特殊教育センター等の教育相談機関との連絡・調整を密にするものとする。

2 教育相談機関等への支援

各都道府県の特殊教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関を支援するため、これらの関係機関に対し、①教育相談に関するコンサルテーション、②教育相談事例を蓄積したデータベースの構築・活用による各種の情報提供、③教育相談に関するマニュアル等の作成・提供等を行うものとする。

なお、教育相談事例を蓄積したデータベースについては、個人情報の保護に留意しつつ、教育相談を行う上で真に有用なものとなるよう、その構築に当たって、教育相談現場のニーズを的確に把握し、蓄積するデータの分類・内容、情報検索機能及び情報管理の在り方について十分な検討を行うとともに、運用開始後においても、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うものとする。

第4 特殊教育に関する情報発信センター機能の強化

大学における研究成果も含めた特殊教育に関する国内外の図書・資料等や国際交流を通じて得た諸外国の特殊教育に関する情報をデータベース化し、我が国の特殊教育のナショナルセンターとして、さらに、アジア・太平洋地域の特殊教育に係る国際的な情報発信センターとして、国内外に対し、特殊教育に係る総合的な情報を提供するものとする。

第5 運営・管理の効率化

一般管理業務については、民間委託、一般競争入札等の推進により一層の効率化を図るものとする。

第6 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、法人が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化に向けた取組を明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価

に資するよう、達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

第7 非公務員による事務及び事業の実施

国立特殊教育総合研究所の事務及び事業については、教員養成系の大学・学部等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、非公務員が担うものとする。